○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員団 体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

> 昭和45年3月5日 条例第8号 改正 平成7年3月条例第1号 令和3年11月 同 第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためそ の業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

- 第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体の ため、その業務を行い、又は活動することができる。
 - (1) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
 - (2) 休日及び休日の代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)並びに年次有給休暇並びに休職の期間

附則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。 附 則 (平成7年3月条例第1号) 抄 (施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。